

○農林水産省告示第千七百八十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）の規定に基づき、木材産業分野に特有の事情に鑑みて定める基準を次のように定める。

令和六年九月三十日

農林水産大臣臨時代理 国務大臣 齋藤 健

（申請人の基準）

第一条 木材産業分野に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号に規定する告示で定める基準は、申請人（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令本則に規定する申請人をいう。以下同じ。）が、申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第一号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定

技能雇用契約を締結していないこととする。

(特定技能雇用契約の内容の基準)

第二条 木材産業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第一条第一項第七号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の五第一項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う事業所が、令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行つていることとする。

- 一 小分類一二一一製材業、木製品製造業
- 二 細分類一二二二一一合板製造業
- 三 細分類一二二二三一集成材製造業
- 四 細分類一二二三四一建築用木製組立材料製造業
- 五 細分類一二二七一銘木製造業

## 六 細分類一二二一八一床板製造業

(特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準)

第三条 木材産業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

一 農林水産省が設置する木材産業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。

二 協議会において協議が調つた事項に関する措置を講ずること。

三 協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力をを行うこと。

四 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力をを行うこと。

五 登録支援機関に一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前二号のいづれにも該当する登録支援機関に委託していること。

附  
則

この告示は、公布の日から施行する。